

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成27年6月23日

## 平成27年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成27年6月23日(火) 午後1時30分より3時15分まで  
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

### 【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
  - 議案第10号 坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について
  - 議案第11号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について
  - 議案第12号 坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要領の制定について
  - 議案第13号 坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について
  - 議案第14号 文化財の新規指定について
  - 議案第15号 就学指定校の変更許可について
- 5 報告事項
  - (1) 平成27年度坂井市一般会計補正予算(第1号)にかかる事業概要について
  - (2) 幼稚園保育料の改定(激減緩和措置)について
- 6 その他
  - (1) 学校関係耐震工事等について
  - (2) 行事予定(7月分)について
  - (3) その他

### 【出席者】

教育委員	三宅小百合委員長、若松静栄職務代理者、喜多正之委員 牧田靖夫委員、川元利夫教育長
教育部	岡部教育部長、滝呑次長(教育総務課長)、武曾次長(生涯学習スポーツ課長)前川次長(図書館長)、林教育審議監
学校教育課	白崎課長
国体推進課	長谷川課長
文化課	五十嵐課長
事務局書記	島田課長補佐、井尻課長補佐

### 【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委

員会の組織運営に関する法律第14条第3項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 5月19日に開催した定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。  
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長 梅雨入り宣言があつたが、雨が強く降ることもなく、庭のあじさいもきれいな季節を迎えた。教育委員の皆さんには、学校訪問等で毎日のように出席いただき申し訳なく思う。6月議会中であり、先日の一般質問のうち、教育に関する内容について報告する。坂井市の教育の現状と今後のあり方で小中一貫校、ICT、交流サイトの利用と子ども達を守る方法について、東京オリンピック、パラリンピックのキャンプ誘致について、市内重要文化財の管理で保存、修理の必要性について、教員の研修について、少子高齢化に向けて愛郷心を育てながらシビックプライドを醸成する取り組みについて、防災教育・避難訓練の実情について、中学校における部活動の現状と今後の考え方について、高齢化が進む中で認知症に対する理解を深める教育についてなどであった。7月1日からイギリスの子ども達を招く招へい事業が行われる。団員は25名、引率者が6名である。市長表敬訪問、懇談会等への出席をお願いする。

委員長 これらについて質問等はあるか。

(質問なし)

委員長 ないようなので、議案の審議に入る。

---

【議案第10号 坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
県が実施している「福井県すくすく保育支援実施要綱」に伴う保育料の軽減について、平成 27 年度から幼稚園児にも適用すること、また満 18 歳に達する兄弟から第 1 子と数えることとなったため、要綱を制定するものである。

委員長 これについて、何かご質問等はあるか。

教育長 範囲を拡大することによって、対象となる人数は、どう変わるのか。

学校教育課長 現在、5 つの市立幼稚園に通園する園児で、対象となる可能性があるのは三国南幼稚園 7 名、春江幼稚園 6 名、春江西幼稚園 2 名、大石幼稚園 5 名、春江東幼稚園 5 名の合計 25 名である。第 2 子から第 3 子になると 2,250 円から無料になり、第 1 子から第 3 子になると 4,500 円から無料となる。

喜寿委員 対象者は、意外に少ないようである。

教育長 第 3 子までいる家庭が少なく、範囲を拡大しても対象者はそれほど多くないということであると思う。

委員長 現在の対象者と、拡大した後の対象者の差はどうか。

学校教育課長 範囲が拡大することで、25 名の園児が新たに対象者となるものである。

教育長 市立幼稚園児全体で何名いるのか。

学校教育課長 250 名程度である。

教育長 保育所の保育料も同じようになるのか。

滝呑次長 保育所の保育料については、第 2 子は第 1 子の半額、第 3 子は無料というものを既に行っていた。第 1 子の引き上げは、同じように実施するものである。

委員長 他に質問等なければ、「議案第 10 号 坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 10 号 坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 11 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
議案第 11 号は市立幼稚園児の保育料の減免であり、議案第 11 号は私立幼稚園に就園している園児に対して補助金として交付するための改正である。

委員長 これについて、何かご質問等はあるか。

委員長 坂井市内には、私立幼稚園は何園あるのか。

学校教育課長 丸岡にある緑幼稚園のみである。坂井市から市外にある幼稚園へ就園している方も対象としたいと考える。

委員長 第 3 子に対して、いろいろな支援としようということであるのか。

学校教育課長 県のすくすく保育支援事業の大きな目的の一つに、子育て家庭の経済的負担の減少ということがある。少子化、人口減少も考慮し、第 3 子に対しての支援の制度を実施しているものとする。

委員長 他に質問等なければ、「議案第 11 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 11 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 12 号 坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要領の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
議案第 11 号の補助金等交付要綱の一部改正に伴い、事務取扱要領の制定をするものである。

委員長 これについて、何かご質問等はあるか。

(質問なし)

委員長 質問等ないようですので、「議案第 12 号 坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要領の制定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 12 号 坂井市私立幼稚園すくすく保育支援補助金事業事務取扱要領の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 13 号 坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
国の補助額の改正に対応させて、減免額を改正するものである。

委員長 これについて、何かご質問等はあるか。

若松委員 丸岡の緑幼稚園のことを説明していると思うが、松涛保育園にいる 5 歳児に対しては、いかがか。

教育長 保育所のため、対象とはならない。

滝呑次長 両親が働いていて保育の必要なお子さんを預かるのは保育所であり、松涛、るんびに、大関などは保育所である。幼稚園は、保護者が幼稚園へ入りたいとなれば就園でき、保育が必要かどうかは問わない。

若松委員 幼稚園は文科省管轄、保育所は厚労省管轄で、年齢が同じでも幼稚園では就学前教育が中心、保育所では預かることが中心ということとなるのか。

教育長 そうである。

- 喜多委員                    こども園は、管轄上、保育所となるのか。
- 滝呑次長                    こども園は内閣府の管轄となる。
- 教育長                      どこに預けても、保育料の免除は受けられるのか。
- 滝呑次長                    そうである。
- 教育長                      緑幼稚園へ就園しても、るんびに保育園へ就園しても、同じ減免となるのか。
- 滝呑次長                    議案第 13 号については、幼稚園へ就園している園児についての改正であり、保育所に就園している園児については対象とならない。保育園児についても、第 3 子が無料になるという制度はある。
- 若松委員  
滝呑次長                    保育料の違いは、いかがか。  
幼稚園と保育所の保育料は、全く違う。幼稚園は所得区分が 5 階層であるが、保育所は 8 階層である。同程度の所得で同年齢の子を、どちらに預けるかで保育料は全く違う。
- 若松委員                    共働きの家庭が多く、時間的に長く預けられるので保育園に預けるこどもが多いのだと思う。少子化であるので、どちらに預けても、同じような待遇をしてあげたいと思う。
- 委員長                      他に質問等なければ、「議案第 13 号 坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

- 委員長                      「議案第 13 号 坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 14 号 文化財の新規指定について】

- 委員長                      これについて事務局の説明を求める。
- 文化課長                    (議案内容の説明)  
2 月定例教育委員会で文化財保護審議会へ諮問を行った 2 躯の仏像について答申が出たので、承認をお願いするものである。



委員長                    これについて、何かご質問等はあるか。

教育長                    2 軀の仏像について、説明を求める。

文化課長                   (資料に基づき説明)

2 軀とも豊原寺にあった仏像であつたらしい。現在は豊原春雄氏が所有しており見学もできる。本来なら以前から文化財に指定されるべきものであつたようであるが、なんらかの理由でそのままになっていた。損壊も激しく保護していかなければならないということで、市文化財に指定したいものである。

喜多委員                   指定されていると思つていた。

文化課長                   豊原寺には、まだ何軀か仏像があり、今後、順次指定していかなければならないだろうと文化財保護審議委員会の中でも検討されている。

喜多委員                   文化財については、旧町時代から保護審議委員会に諮問する形となっているが、豊原氏から話があつたのか。所有者が申請しないとできないことであるのか。

文化課長                   周りの方が皆知っている物で、専門家が調査を行つたら良い物であつたので、手続きを踏んで指定する場合と、地元の方から要望があり、調査を行い指定する場合がある。専門家の方たちは、ほとんど既に分かっているようである。豊原寺には、まだ仏像があることを文化財保護審議委員会の方たちは、分かっているようである。今後、何年かに分けて指定していくということになると思われる。その他、丸岡町一本田のお寺にある仏像についても調査を行っている。

喜多委員                   3 3 年に 1 度、開けるといふところか。

文化課長                   そうである。昨年、特別に開けてもらひ調査を行つた。

喜多委員                   今回 2 軀であるが、課長の話では他にもあるということであるが、2 軀とした理由はどういふものか。

文化課長                   1 番古いと思われるということと、破損が激しいため、最優先で保護しなければならないということである。今回、補修をしないと機会を失つてしまうということもある。豊原氏、坂井市両方で負担をすることとなるため、すぐにでも補修をしないといけないためである。

教育長                    市の指定をすると、どの程度負担することとなるか。

文化課長 経費の2分の1である。

委員長 個人の所有であるが、市の指定をすることで市が補修費用を負担し、文化財として守られるということとなるのか。

文化課長 そうである。国の指定であれば国が85パーセント負担する、県指定であれば県と市で2分の1という補助率である。どこまで直すか直せるかということがある。この仏像については、福井県内で直すことは無理である。京都の専門の所から見積もりをもらい、いくらでどこまで直せるかを豊原氏と坂井市で協議し補修することになる。

委員長 以前に市の文化財のパンフレットをいただいたが、直接触れることがないので、機会を作って見せていただきたいと思う。

委員長 他にご意見等なければ、「議案第14号 文化財の新規指定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第14号 文化財の新規指定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第15号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)  
新規で1件の申請である。

委員長 これについて、何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 質疑がないようなので、「議案第15号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第15号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承

認する。

来月の定例教育委員会は、7月23日（木）午後1時30分からに決定。

【平成27年6月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成27年6月23日（1日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第10号	坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について	H27.6.23	原案承認
議案第11号	坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について	H27.6.23	原案承認
議案第12号	坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要綱の制定について	H27.6.23	原案承認
議案第13号	坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について	H27.6.23	原案承認
議案第14号	文化財の新規指定について	H27.6.23	原案承認
議案第15号	就学指定校の変更許可について	H27.6.23	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成27年7月23日

教育委員長

三宅小百合

職務代理者

若杉新菜

委員

喜多正之

委員

牧田靖夫

教育長

川元利夫

会議録調製職員

島田 順子

井尻 三千代